

報告第 2 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 2 日報告

白井市長 笠 井 喜 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和8年7月30日

白井市長 笠 井 喜 久 雄

損害賠償の額を定め和解することについて

1 相手方 船橋市在住の個人1人

2 事故の概要

令和8年5月20日午後3時44分ごろ、本市職員が出張から帰庁する際、船橋市二和東付近において停車位置を変更しようとして後進したところ、車両後方にいたバイクと接触し損傷させたもの。

3 損害賠償の額 金21,472円

4 和解の条件

市の過失割合を10割とし、相手方の過失割合を0割とする。

市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金21,472円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。